

## 六戸町空き家バンク利用促進奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の利活用による定住の促進を図るため、空き家バンクを利用して空き家の売買又は賃貸借の契約をした者に対する六戸町空き家バンク利用促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、六戸町空き家バンク実施要綱（令和元年6月7日告示）に定めるところによる。

### (奨励金)

第3条 町長は、空き家バンクを利用して空き家の売買又は賃貸借の契約を締結した者に対し奨励金を交付するものとし、奨励金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）及び奨励金の額は、別表に定めるところによる。

2 奨励金の交付の回数は、同一の空き家につき1回限りとする。

### (奨励金の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、六戸町空き家バンク利用促進奨励金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家を売却し、又は賃貸した者
- (2) 空き家を購入し、又は賃借した者にあつては、次に掲げる書類
  - ア 住所地を証する書類

### (奨励金の交付)

第5条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、六戸町空き家バンク利用促進奨励金確定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

### (奨励金の返還)

第6条 町長は、空き家バンクを利用して締結した契約が、偽りその他不正な手段であつたことの原因により解除となつたときは、奨励金の交付を受けた者に対し、六戸町空き家バンク利用促進奨励金返還命令書（様式第3号）により既に交付した奨励金の返還を命ずることができる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月25日から施行する。

#### (失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限りで、その効力を失う。

別表（第3条関係）

対象者	奨励金の額
1 空き家バンクを利用して空き家を売却し、又は賃貸した者	5万円
2 令和元年6月25日以降に空き家バンクを利用して空き家を購入し、又は賃借し居住した者 ただし、六戸町若者定住支援事業補助金の交付を受ける者は除く	5万円

六戸町長 様

申請者 氏  
住所  
氏名 印  
連絡先

六戸町空き家バンク利用促進奨励金申請書

六戸町空き家バンク利用促進奨励金の交付を受けたいので、六戸町空き家バンク利用促進奨励金交付要綱第4条の規定により、必要書類を添えて下記のとおり奨励金の交付を申請します。

記

1. 申請額 金 円

2. 振込先

振込金融機関	金融機関名	銀行 金庫 信用組合 農協	支店 出張所
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ) 氏 名	

3. 添付書類

(空き家を購入・賃借した者)

本町の居住を証する書類の写し

(町記入欄)

申請受理年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
審査	区分 ( <input type="checkbox"/> 売却・賃貸 <input type="checkbox"/> 購入・賃借)	奨励金額	円

第 号  
年 月 日

様

六戸町長

印

六戸町空き家バンク利用促進奨励金交付確定通知書

年 月 日付で申請のあった六戸町空き家バンク利用促進奨励金について、（次の条件を付けて） 円を交付する（補助金を交付しない）ことに確定したので、六戸町空き家バンク利用促進奨励金交付要綱第5条の規定により、通知します。

（交付の条件）

（交付しない理由・減額した理由）


様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

六戸町長

印

六戸町空き家バンク利用促進奨励金返還命令書

年 月 日付で交付確定をした六戸町空き家バンク利用促進奨励金について、六戸町空き家バンク利用促進奨励金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1. 返還額 金 円

2. 返還期限 年 月 日

3. 返還理由